

出雲科学館ボランティア活動要領

1. 目的

出雲科学館ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、出雲科学館（以下「科学館」という。）の理念の実現を目指して職員のパートナーとして活動する。

2. 資格・条件

- (1) 科学館が行う事業等に理解があり、ボランティア活動を通して直接・間接を問わず、利用者に喜ばれ、科学館運営に寄与できること。
- (2) 科学館が開催するボランティア研修を終了すること。

3. 活動内容および活動時間

- (1) ボランティアの活動は、次の分野とする。

各種教室・講座等の補助

展示体験プラザでの展示装置の説明、操作、保守作業等

敷地内の樹木、芝等の植栽及び館内で飼育する生物の維持管理

創作工房を利用した教室用材料等の製作及び加工

創作工房にある木工・金工機械及び工具類の保守管理

各種教室・講座等開催時の託児

各種教室・講座等開催時の救護・看護

ボランティア通信の編集

その他、科学館の活動及び運営を支援するもの

- (2) ボランティアの活動時間帯は、開館時間内を原則とする。

4. 登録

- (1) ボランティア希望者は、「出雲科学館ボランティア登録票」を提出し、職員との面談後仮登録とする。
- (2) 仮登録後、2(2)に定めるボランティア研修の修了によって本登録とする。
- (3) ボランティア登録後から活動の開始とする。
- (4) 登録期間は、毎年4月から翌年3月までの1年度単位とする。ただし、年度の中途からの登録の場合は、その年度の終わりまでとする。
- (5) 翌年度の登録（更新）については、ボランティア本人の意向および科学館の意向を考慮した上で決定する。
- (6) 科学館運営に支障がある場合は、年度中途であっても登録を取り消す場合がある。

5. 研修

ボランティア登録後に、ボランティアの意欲の向上とスキルアップのため、研修講座等を実施する場合がある。

6. 処遇

(1) 次に定める額を交通費に相当する額として支払う。

出雲市内に居住するもの

地区名	交通費 (往復金額)(円)	地区名	交通費 (往復金額)(円)	地区名	交通費 (往復金額)(円)
今市	100	江南	700	佐香	1,460
大津	150	西浜	850	桧山	1,070
塩冶	160	久村	1,050	東	1,250
古志	240	小田	1,220	灘分	880
高松	220	口田儀	1,490	伊野	1,670
四絡	100	奥田儀	1,850	荒木	590
高浜	170	反辺	1,480	大社	730
川跡	210	西須佐	1,850	日御碕	1,400
鳶巣	440	東須佐	1,700	鵜鷺	1,290
上津	690	窪田	1,780	遥堪	450
稗原	770	橋波	2,590		
朝山	560	平田	830		
乙立	1,080	国富	700		
神門	360	久多美	1,010		
神西	560	西田	880		
長浜	460	鰐淵	1,270		
平成	610	北浜	1,180		

出雲市外に居住するもの

居住地の最寄駅から出雲科学館の最寄駅までの往復運賃を支給する。

(2) 1日の活動時間が4時間を超える場合は1,000円の昼食費相当額を支給する。

(3) 活動に必要な次の物品を貸与する。

ユニフォーム(ジャンパー、ポロシャツ)

名札(ボランティア証)

その他必要と認めるもの

(4) 必要に応じて「ボランティア活動証明書」等を発行する。

7. ボランティア活動保険

通勤途上およびボランティア活動中の傷害・賠償事故に備え、科学館が一括して保険に加入する。

8. その他

上記のほか必要な事項についてはボランティア、科学館の双方で協議して決定する。